

徴収猶予の「特例制度」申請の手引き

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、一定の要件に該当する場合に最大1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

1 新型コロナウイルスの影響により納付困難となった場合の徴収猶予の「特例制度」の要件

次の①②に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予の「特例制度」を受けることができます。

- ① 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること）
- ② ①に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することが困難であると認められること

提出期限：関係法令の施行から2か月後、又は納期限のいずれか遅い日まで

2 対象となる市税

- ① 令和2年2月1日から令和3年2月1日までの間に納期限がある市税（具体的には、令和元年度 固定資産税（第4期）及び国民健康保険税（第8期）、令和2年度 固定資産税（第1～3期）、軽自動車税（種別割）、市県民税（第1～4期）、国民健康保険税（第1～7期）、その他法人市民税や各税目において随時に課税するもの等）
- ② なお、関係法令の施行日から2か月後までは、①に該当する市税のうち、法人市市民税など既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

3 猶予期間

徴収猶予の「特例制度」を受けることができる期間は、最大1年で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納ことができると認められる期間に限られます。

※ 徴収猶予の「特例制度」を受けた後、猶予期間内に完納することができない場合は、当初の猶予期間が終了する前に税務課にご相談ください。

4 申請期限及び手続き

関係法令の施行から2か月後、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※申請書提出前に、税務課まで事前連絡をいただきますようお願いいたします。

※関係法令の施行から2か月以内の申請の場合、令和2年2月1日に遡っての適用となります。

〈申請できる税目・期別〉

○5月1日～6月30日申請（2月1日から翌月末の納期分）

※申請後、他の税目の納税通知書が届いたら、必要であれば申請書に追加しますので、税務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

○7月1日～8月31日申請（7月1日～翌月末の納期分）

○9月1日～令和3年2月1日申請（9月1日～令和3年2月1日の納期分）

※9月以降の納期分も徴収の猶予を受けたい場合は、各納期限までに申請が必要です。

5 猶予の審査のために必要となる書類

○「猶予申請書」

○「制度の対象となること（概ね20%以上の収入減）が分かる資料」

（例：法人（売上帳や現金出納帳）、個人事業主（事業の売上、不動産賃料収入が分かる資料）、給与所得者（給与明細）、預金通帳のコピー等。）

6 提出先

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1
牧之原市役所 榛原庁舎 2階 税務課 収納管理係

※郵送または窓口のいずれでも提出可能ですが、感染症対策のため、郵送による申請にご協力ください。